

鳥取県看護職員修学資金貸付制度について

令和8年3月6日（金） 18時から

鳥取県福祉保健部 医療政策課

鳥取県看護職員修学資金貸付制度とは

鳥取県内の看護職員の確保を目的として、

看護職員等養成施設に在学する学生に、修学資金を貸付する制度です

対象者	将来、鳥取県内で看護職員・看護教員として働く意思のある方
------------	------------------------------

対象となる学校	看護師等養成施設（専門学校等、大学）、大学院修士課程（看護学）
----------------	---------------------------------

- 貸与型の制度であり、原則返還が必要です。
- 無利子での貸与です。
- 県外で就業する予定の方は、申請をご遠慮ください。

1.貸付の概要

対象となる学校

看護職員等を養成する

専門学校（通信、定時制含む）、5年一貫校、短大、大学、大学院
（鳥取県外の学校も対象です）

貸付期間

貸付開始の月から養成施設を卒業する月まで
（各養成施設の正規の修業年限が上限）

特徴

鳥取県内で看護職員等として就業することを前提として、
返還の猶予・免除の制度があります

※看護職員等とは・・・

看護職員：保健師、助産師、看護師、准看護師

看護教員：看護師等養成施設の教員

※所得要件、住所地要件はありません

貸付金額

在学する養成施設	国立・公立	私立
看護系大学	48,000 円/月	61,000 円/月
看護系短期大学	32,000 円/月	36,000 円/月
保健師・助産師・看護師等養成所 (看護師 2 年通信制を含む)	32,000 円/月	36,000 円/月
看護系 5 年一貫校	32,000 円/月	36,000 円/月
准看護師養成所	15,000 円/月	21,000 円/月
大学院修士課程	国内83,000 円/月 国外200,000 円/月	

(例) 鳥取看護大学：61,000円/月・・・4年間借りると2,928,000円の貸付となります

貸付申請の手続き

奨学金システム「ガクシー」を利用したオンライン申請となります。（4月1日以降）

※マイナンバーカードによる本人認証が必要です。

オンライン申請後、4月17日（金）までに添付書類を提出してください。

【提出先】

県内の看護師養成学校：各養成学校

県外の看護師養成学校：医療政策課に郵送（必着）

申請に必要なとなる添付書類

①在学証明書	各養成施設の様式で可
②連帯保証書 必ず連帯保証人が1名必要です	連帯保証人が記入 (返済能力を証する書類を添付)
③振込口座が確認できる書類	本人の口座 (口座名義のわかる通帳等のコピー添付)

※②連帯保証書の様式は、県医療政策課ホームページに掲載

貸付のスケジュール

貸付申請から貸付金振込までのスケジュールは以下のとおりです。

貸付申請

4月17日（金）までに県又は学校へ



貸付決定通知

6月下旬～7月上旬頃に通知

修学生、連帯保証人に通知を郵送します



貸付金の振込

7月中旬頃に、4～9月の6ヶ月分を振込予定

以降、3か月ごとに、10月中旬・1月中旬に3ヶ月分を振込みます

2.貸付金の返還と猶予・免除について

- 貸付終了後は返還が始まります。
- 原則、貸付期間と同じ期間で返還、一括返還も可能
- 返還方法は、納入通知書（銀行、コンビニでの振込）、口座引き落としから選択
- 必要な書類は、貸付終了が近づいた頃に県から修学生に送付

貸付金の返還猶予・免除を受けるためには、

- 一定の条件を満たす必要があります。
- 本人から県へ猶予・免除の申請をする必要があります。

※准看護師について

正看護師養成校→正看護師ではなく准看護師として働く⇒猶予・免除対象×

准看護師養成校→准看護師として働く⇒猶予・免除対象○

返還金額

借り受けした養成施設	国立・公立	私立
看護系大学	48,000 円/月	※61,000 円/月
看護系短期大学	32,000 円/月	36,000 円/月
保健師・助産師・看護師等養成所 (看護師2年通信制を含む)	32,000 円/月	36,000 円/月
看護系5年一貫校	32,000 円/月	36,000 円/月
准看護師養成所	15,000 円/月	21,000 円/月
大学院修士課程	国内83,000 円/月 国外200,000 円/月	

※返還月額が5万円を超える場合に限り、返還月額を5分の4に減額し、返還期間を延ばすことができます。(返還総額は変わりません。)

返還例：61,000円/月 × 4年間(48ヶ月) → 48,800円/月 × 5年間(60ヶ月)

猶予を受けるための条件

① 就業猶予

看護職員養成施設を卒業し

+

看護職員等の免許を取得し

+

県内で看護職員として就業

② 在学、進学猶予

貸付終了後、

引き続き同じ看護職員養成施設に
在学

または

別の看護職員養成施設に進学

③ 未取得猶予

看護職員養成施設を卒業し、

免許を取得していない場合で、

翌年の国家試験を受験予定

④ 妊娠・出産・育児等による猶予

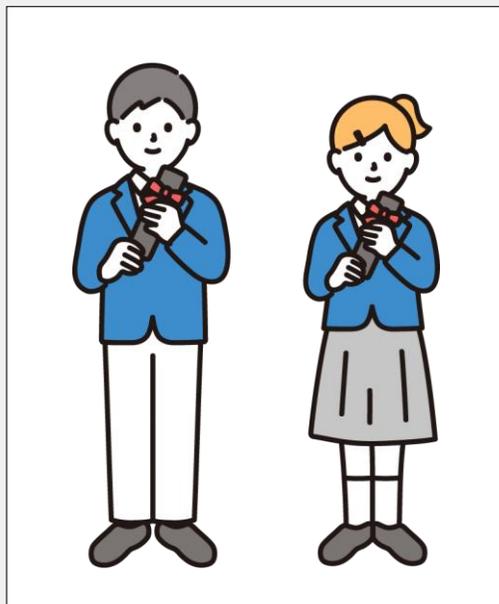
就業猶予中に、

自身の妊娠、出産又は育児を理由
として退職したとき

⑤ その他、災害や就業中の疾病等により、就業継続が困難な場合
(返還免除にはなりません)

免除を受けるための条件

貸付金の返還免除を受けるためには、
以下のすべての条件を満たす必要があります。



卒業

修学資金を受けた学
校を卒業

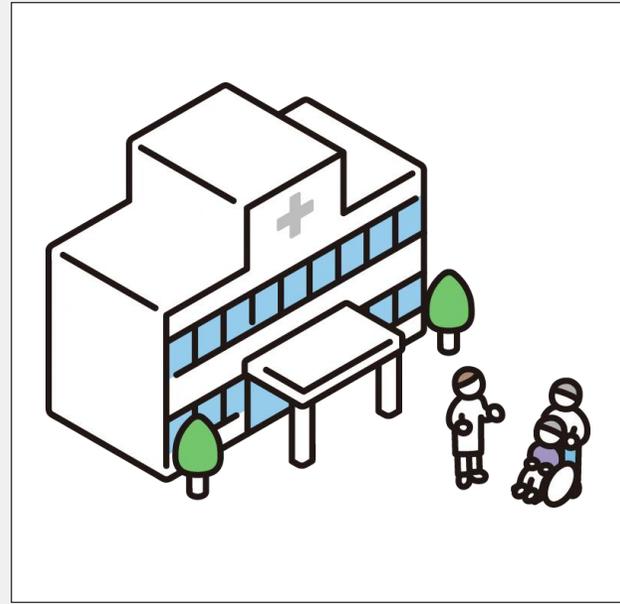
+



免許取得

卒業の日から2年以
内に取得すること

+



5年間の県内就業

引き続き5年間の就
業が必要です

免除の対象となる施設の区分

返還免除の対象となる県内施設は、以下のとおりです。

半額免除

200床以上の病院

(精神病床80%以上の病院、医療型障害児入所施設を除く。)

**鳥取県立中央病院、鳥取市立病院、鳥取赤十字病院、鳥取生協病院、
鳥取県立厚生病院、鳥取大学医学部附属病院、米子医療センター、
山陰労災病院、養和病院**

(令和8年1月現在 9病院)

全額免除

上記以外の県内の施設

200床未満の病院、診療所、訪問看護事業所、介護老人保健施設、

介護老人福祉施設、各種介護サービス事業所、県市町村（保健師業務）など

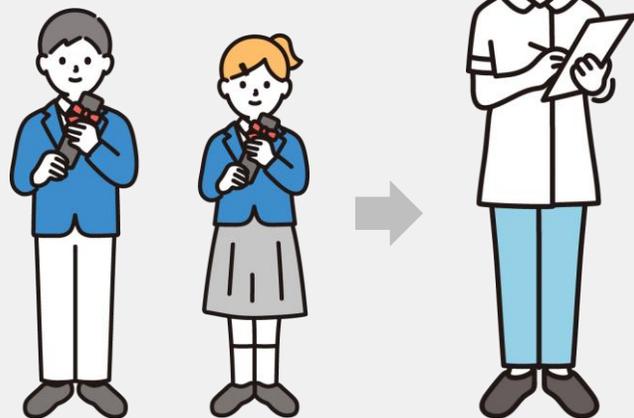
※ 5年間に全額免除と半額免除の施設を異動した場合は、各施設の従事期間に応じて一部免除となります。

※ 半額免除または一部免除となった場合は、貸付総額から免除額を引いた残額について返還が必要です。

※ 5年未満で退職または県外就業した場合、就業期間≧貸付期間であれば、一部免除の対象となります。

返還のイメージ

5年間就業



卒業・免許取得

県内で就業

(例) 鳥取看護大学
61,000円/月×4年間
⇒2,928,000円

YES

YES

NO

NO

全額免除

(例) 倉吉病院

免除額：2,928,000円
返還額：0円

半額免除

(例) 鳥取県立中央病院

免除額：1,464,000円
返還額：1,464,000円

一部免除

(例) 鳥取県立中央病院

就業期間4年 ≥ 貸付期間4年
免除額：585,600円
返還額：2,342,400円

全額返還

(例) 鳥取県立中央病院

就業期間3年 < 貸付期間4年
免除額：0円
返還額：2,928,000円

5. FAQ

■ 電子申請でいただいたご質問

Q.鳥取県外の看護大学等に進学した場合でも対象になりますか？

A.卒業後に鳥取県で看護職員として就職する意思がある場合は、対象となります。

Q.家庭の経済状況により、貸付を休止したり入学時からではなく在学途中に申し込み開始はできますか？

A.貸付決定後は、決まった月に決まった額が貸与されます。

休学の場合、貸付が休止されますが、任意で休止はできません。

例年、4月上旬に募集を行っており、新入生だけでなく、在生も申請可能です。

Q.卒業時に書類の提出が必要ですか？

A.卒業とともに貸付終了する方には、県から手続きのご案内を送ります。

卒業後の進路（県内就業、県外就業、進学、看護職以外に就業など）に応じて、手続きをお願いします。

県外就業、看護職以外に就業する方については、返還していただくこととなります。

5. FAQ

■よくある問合せ

Q.各種申請書の住所は住民票と違ってよいですか？

A.申請時の住所は県からの通知文書等が届く住所としてください。

Q.日本学生支援機構の給付型奨学金との併用はできますか？

A.併用できます。

また、その他の奨学金との併用も制限していませんが、当県教育委員会が貸付けを行っている「鳥取県育英奨学資金」のように、看護職員修学資金との併用を禁止しているものがあります。

その他の奨学金等との併用については、それぞれの奨学金等を担当する部署に鳥取県看護職員修学資金との併用が可能かお問い合わせください。

Q.県外で就業したので、返還しなければなりません。収入が少ないので月々の返還額を少なくすることはできますか？

A.できません。

貸付月額と同額が返還月額となります。

修学生による返還が難しい場合は、連帯保証人に請求します。

(例) 国立大学：48,000円/月貸付 → 卒業後、県外の病院で就職
⇒48,000円/月ずつ返還

5. FAQ

■よくある問合せ

Q.学校を辞めて、別の看護系の学校に行く場合は、どのような手続きになりますか？

A.途中で学校を辞める場合、まずは貸付済額の返還手続きが必要です。

その後、看護系の学校に進学した場合は、猶予申請することで、在学中は返還の猶予を受けることができます。（卒業後に返還が始まります）

Q.返還免除対象施設へ就業しました。免除を受けるには、どんな手続きが必要ですか？

A.5年間就業が満了したときに、免除申請をしてください。

また、5年間就業中には、毎年在職状況について報告書を提出していただきます。

Q.現在3年生ですが、応募できますか？

A. 応募できます。新入生だけでなく、在生も申請可能です。

Q.引っ越しで住所が変わりました。手続きが必要ですか？

A.住所変更の届け出が必要です。

その他、勤務先の変更、結婚等による氏名変更も届出が必要です。

また、連帯保証人も住所変更等の際は届出が必要です。